

# 美女木 5 丁目町会会則

## 第一章 総 則

- 第 1 条 本会は美女木 5 丁目町会と称する。
- 第 2 条 本会は美女木 5 丁目地区内に居住する者及び地区内において企業経営する者をもって組織する。
- 第 3 条 本会の事務所は 5 丁目会館内に置く。
- 第 4 条 本会は会員相互の親睦並びに福祉厚生を図り自治的運営を促進するを以て目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員の福利増進と生活向上に関すること。
  2. 保健衛生に関すること。
  3. 厚生文化社会教育に関すること。
  4. 防犯防火自治警防に関すること。
  5. その他本会の目的を達成するため総会及び役員会で決議した事項。
- 第 6 条 本会は地域別に班を構成し共同生活体としての相互の利便に資することを目的として編成する。

## 第二章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置きその任期は 2 ヶ年とし、再選を妨げない。但し後任者が決定するまで退任することが出来ない班長は各班内にて選出する。
- |        |     |        |     |
|--------|-----|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 会 計 | 2 名 | 4. 監 事 | 2 名 |
| 5. 理 事 | 若干名 |        |     |
- 第 8 条 会長は本会を代表して会務を統轄し、5 丁目会館長を兼務する。但し衛生自治会長については他に任命することが出来る。
- 第 9 条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する。
- 第 10 条 会計は本会の経理出納を担当する。
- 第 11 条 監事は本会の経理に関する監査を行う。
- 第 12 条 理事は理事会を組織し重要な会務を審議決定する。
- 第 13 条 班長は地域別の代表として会員の連絡を密にし班内の連絡にあたる。
- 第 14 条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る顧問及び相談役は重要な会務につき諮問に応ずる。

- 第 15 条 役員を選任方法は次の通りとする。
1. 班長は班毎に 1 名を選出する。
  2. 役員は総会において選出する。
  3. 顧問、相談役は理事会が推せんし会長が委嘱する。
  4. 書記は会長が任命する。

### 第三章 会 議

- 第 16 条 本会の会議は次の通りとする。
1. 定期総会
  2. 臨時総会
  3. 理事会
  4. 役員会
- 第 17 条 定期総会は 2 年 1 回開催し会務並びに会計報告をなし予算決算の承認その他重要な事項を決議する。。
- 第 18 条 臨時総会は理事会の決議及び会員の 3 分の 1 以上の請求により会長が招集する。
- 第 19 条 理事会は理事以上をもって構成し会員の総意を反映させるため、会務の執行機関となり次の事項を行う。
1. 予算審議決算に関する事項。
  2. 役員選挙及び承認に関する事項。
  3. 事業計画の決定に関する事項。
  4. 会則の改廃に関する事項。
  5. その他必要と認めた事項。
- 第 20 条 役員会は班長以上をもって必要に応じて随時招集する。

### 第四章 会 計

- 第 21 条 本会の運営及び会館の維持管理に要する経費は、会費、会館使用料、寄附金、その他の収入によって運営する。
- 第 22 条 本会の会費は年度初めに次の事項を持って徴収する。
1. 会費は総会において徴収額を決定する。
  2. 本会に会員の相互の親睦と平等を期するため賛助会制を設ける。
  3. 賛助会員は 5 丁目地区内において企業経営をする企業を対照とし賛助会費を徴収する。
- 第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 24 条 会計監査は年 1 回以上とし、総会に報告認定に付さなければならない。
- 附 則 本会の会則にない事項は理事会の決議により細則を定めることができる。